

入札公告

足利市新クリーンセンター整備・運営事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札を執行するので、同令第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに足利市契約規則（昭和51年足利市規則第23号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

足利市長 早川 尚 秀

1 入札対象事業

事業名	足利市新クリーンセンター整備・運営事業
事業場所	足利市 野田町
事業期間	事業期間：事業契約締結日から令和30(2048)年3月31日まで 設計・施工期間：事業契約締結日から令和10(2028)年3月31日まで 運営・維持管理期間：令和10(2028)年4月1日から令和30(2048)年3月31日まで
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（ストーカ式焼却炉、152t/日(76t/24h×2炉)以上)・ マテリアルリサイクル推進施設（28.5t/日(28.5t/5h)以上)・ スtockヤード（91.6t(保管量)以上)・ 管理・環境啓発施設・ 余熱体験施設
予定価格	¥54,869,340,000－（税抜）
建設リサイクル法	この事業は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた事業である。

2 入札参加形態

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書のとおりとする。

3 入札に参加できる者に必要な資格要件等

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書のとおりとする。

4 入札に必要な書類を閲覧させる場所

足利市ホームページ (<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shin-cc.html>)

5 入札及び開札の日時、場所等

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書のとおりとする。

6 調査基準価格又は最低制限価格

設定なし。

7 入札保証金等

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書のとおりとする。

8 入札の無効

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書のとおりとする。

9 落札者決定基準

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 落札者決定基準のとおりとする。

10 その他

この入札の詳細は、足利市新クリーンセンター整備・運営事業 入札説明書のとおりとする。